

佐賀県小城郡の「擬似」条里的 小字名について

南出 眞助

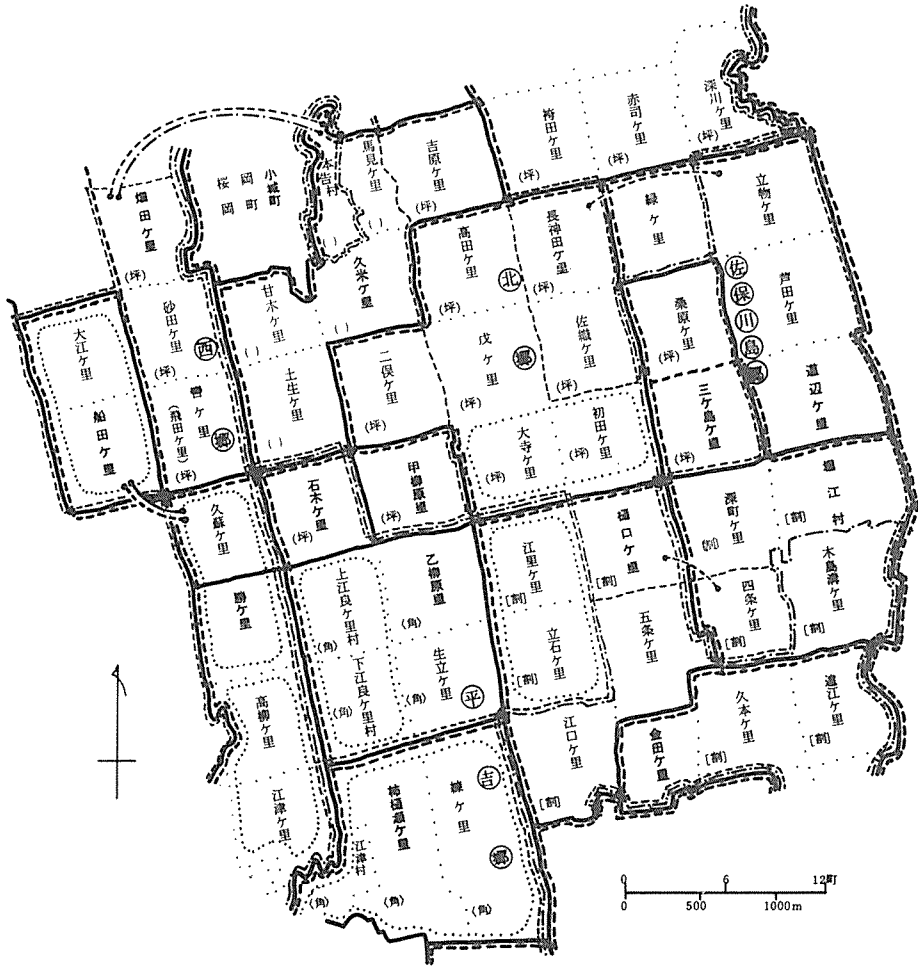
(一)

佐賀県小城郡の平野部には、正方位より約一三度西偏した条里地割が広がっている。近世においては各「里」すなわち六町方格が基本的な村落の単位（「近世村」と呼ぶ）をなし、それらは単独ないし隣接する二村で一つの「藩政村」を構成していた。いずれの場合にも「○○ヶ里」と称される村が多く¹⁾、極めて条里的遺制が強く残存した地域といえよう。

当時の小城郡は佐賀藩（鍋島家）の三支藩の一である小城藩（小城鍋島家）のほぼ一円的な支配下にあり、ここで対象とする条里地帯においては、村単位ないしそれ

より下位の単位で所領関係が錯綜していたということは殆どない²⁾。また村より上位の支配領域として郷が存在していたが、それらは近世を通じて何度か組み替えが行なわれ、郷の構成を決定づけるような特定の村落間結合が優越していたとは考えられない（第一図）。

小城郡条里の模範的な「坪並」は、佐賀平野の他郡と同様、東北隅の「一ノ坪」から西行し、千鳥式に折り返して東南隅の「三十六ノ坪」に終るものである³⁾。佐賀本藩のような各村絵図⁴⁾は作成されなかつたので、近世の小字の状態を全域的に復原することはできないが、村絵図として唯一残存する『小城郡東郷之久蘇ヶ里勝ヶ里高柳ヶ里三ヶ村之絵図』⁵⁾（これら三カ村は南北に接続する）に井樋の位置や堀の名称として記される数詞「坪」地名、また天保六年（一八三五）の『小城郡里四郷絵図』⁶⁾（四郷とは佐保川島郷・北郷・西郷・平吉郷）に記される若干の数詞「坪」地名などはすべて模範的な坪並の配列規則と一致している。時代は下るが、明治一四年の各村図⁷⁾に堀の名称として残る数詞「坪」地名も、配列規則と矛盾しない。これらは全て「通称」であるうが、模範的な坪並に由来する数詞呼称は語尾の変化や多少のズレはあっても、その配列を根本的に組み替えるような使用法は



- 明治四年の村境
- 近世末期の郷境
- 明治七年の村境
- 近世初期の郷境
- 一層政村として扱われた
讀数の近世村

地名は近世の村名（安政二年『郷村帳』による）。◎は近世後期。
ゴチック体は明治四年の合併時に村名として存続したもの。
（坪）〈角〉〔割〕は明治期数詞小字名の末尾。（）は無語尾。

第一図 近世の郷村と明治初期の合併村

明治以前にはなかつたと推測される。ただし小字名まで記される検地帳的史料である寛永一三年（一六三六）の『小城郡三ヶ月郷内深町ケ里御配分帳』⁸⁾（三ヶ月郷は後に北郷と佐保川島郷とに分割、編入される）では「里」内をまず「菘本たふ籠」→「三本たふ籠」に三分割し、さらにそれぞれを「一の割」→「十二（三）の割」に細区分していたような形跡もみられる。（数詞「坪」地名も混在する。）しかしいずれにせよ、「一ノ坪」→「三十六ノ坪」の一町方格小字が条里的配列を全く無視して新たに並べ直されたようなことは、近世においてはなかつたと考えられる。

明治四年の廃藩置県によって小城藩は小城県となり、近世村の合併⁹⁾がすむ。翌五年には大区小区制が導入され、行制単位としての村は否定されることになる。この大区小区の枠組みはさらに六、七、八年と毎年編成替えが行なわれ¹⁰⁾、「区」内の「村」の構成も目まぐるしく変化した。たとえば近世村としての「三ヶ島ヶ里」と「桑原ヶ里」がどのような位置づけにあったかを比較すれば、明治五年の『郷村区別帳』¹¹⁾では

第十六番大区 第一小区

一、三ヶ島ヶ里、（四条ヶ里、木島溝、深町刈、今村

分、堀江村、桑原刈） 田、百九拾二町八反

一畝半

一、道辺刈（芦田刈、立物刈、緑刈） 田、百五拾

九町六畝六歩半

これが明治七年の『肥前国佐賀県管内各区郡村市坊等取調帳』¹²⁾では

〇三島刈（枝）四條刈 深町刈 木島溝刈 堀江村

今村

〇桑原刈（枝）芦田刈 立物刈 道辺刈 緑刈

いずれも傍点筆者。

「刈」は「ヶ里」に同じ。

（枝）は枝村。

と記されており、一旦、「三ヶ島ヶ里」の枝村に加えられたはずの「桑原刈」が、二年後には分離して他の枝村を統轄している（第一図）。結局、明治八年の改変でようやく大区小区制は安定し、同一年の郡区町村制施行時には、殆どの村が同四年の近世村合併直後の状態に戻されたのである。（以上、近世郷村制の変容及び明治の大区小区制の経緯については別稿「条里地帯における近世郷のまとめりについて——肥前国小城郡の場合——」¹³⁾にやや詳述したため、ここでは考察の手順等の説明を省いた。

(二)

小字単位での検討に入ろう。郡区町村制以後（市町村制以前）の各町村名とそれぞれの小字名を網羅した資料として、明治一五年の『佐賀県各町村字調帳』¹²がある。

また各市町村役場所蔵の地籍図¹⁴（殆どは明治一二年頃）には原則として小字名と小字界とが記入されている。それらを照合、一覽すれば、この地域には数詞「坪」小字名が極めて多いことがわかる。また末尾が「坪」ではなく「割」や「角」であったり、単なる数字（一、二、三、……）であるものも含め、一町方格を単位としている場合には、条里による坪並配列規則に従った小字名ないしその変形と解釈されがちである。

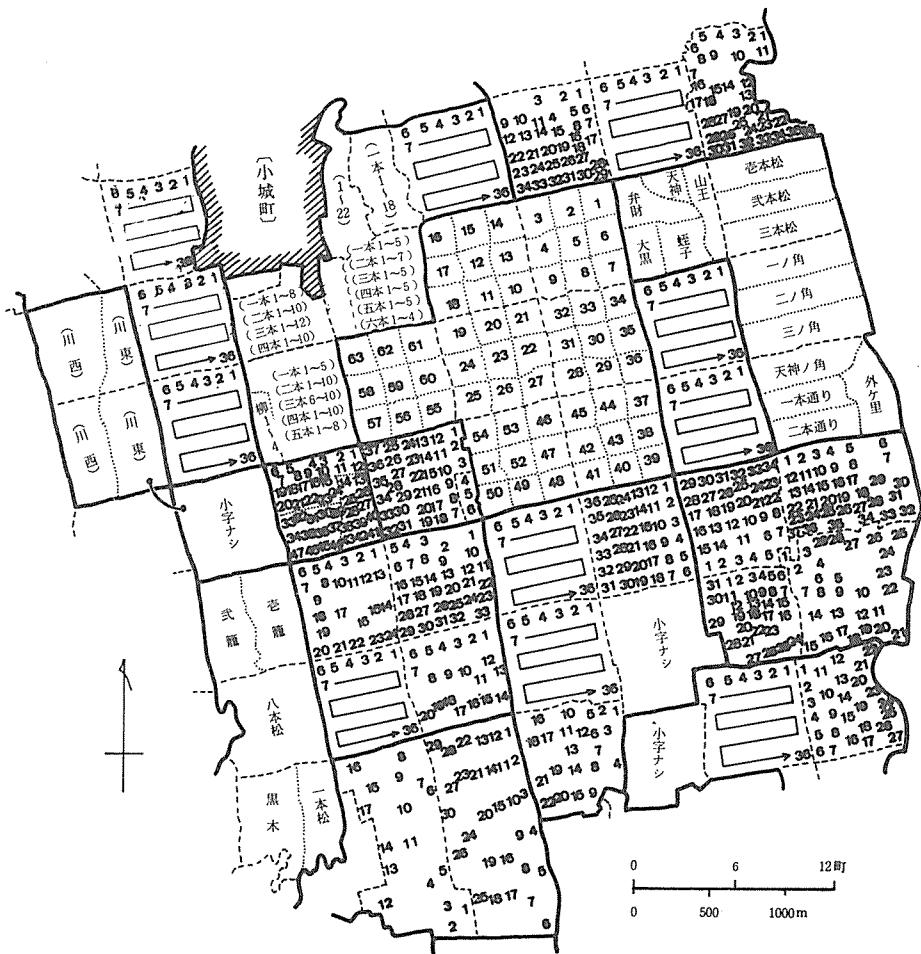
しかしすべてがそうではない。たとえ数詞「坪」小字名であっても、またそれらが一町方格を単位としていても、明らかに坪並配列規則とは全く異なる原理によって配列されている事例がかなりある。結論から先に言えば、このような事例は明治初期の地租改正時に新たに付された「擬似」条里的小字名であると考えられる。見かけ上は類似しているが、その下地となった「里」内の東北隅（東南隅の模範的坪並は全て抹消され、ただ単に数字を用いて土地を区画するという便宜的符号的呼称法として

の「坪」地名が流用されたにすぎない。これは本来の「坪」地名の局部的な「変形」や「ズレ」ではなく、もっと不連続的、カタストロフィックな変化である。次にいくつかの事例を提示しておきたい。（なお同一村名で、明治四年の近世村合併前後で村域が異なる場合には以前を（旧）以後を（新）とする。）

(三)

事例①「長神田ケ里」

明治四年に（旧）長神田ケ里・佐織ケ里・初田ケ里・高田ケ里・戊ケ里・大寺ケ里・二俣ケ里の七カ村（第一図）が合併し、（新）長神田ケ里となった。この村域は大区小区制の変遷の中でも変わらず、郡区町村制にまで引き継がれた。前掲の諸資料から村内の小字名と小字界を抽出すれば、「荖坪」から「六十三坪」まで、実に特異な配列規則に従っている。各「坪」の一区画は条里のその四倍分の大きさがあり、「大字長神田ケ里」（＝（旧）長神田ケ里）の東北隅から西行してジグザグに折返ししながら西南隅の「九坪」で終り、すぐ西隣の高田ケ里「十坪」へと引き継がれる。さらに同里西南隅の「十八坪」の南側には戊ケ里の「十九坪」が続く。以下、佐織ケ里↓初田ケ



—— 郡区町村制の町・村界 小字界(大規模なもの) - - - - - 近世の村界

数詞の末尾(坪・角・割)は省略。
 ()内の地名は、「字調帳」に記され地図には記されない小字名。

第二図 明治初期の数詞小字名の配列 (村名は第一図を参照)

里↓大寺ケ里↓二俣ケ里の順に一筆書きのようにすすみ、「六十三坪」で完結しているのである(第二図)。

このような通し番号的小字名は、七カ村が行政的に何らかの統合性を持つことを前提に設定されたものである。しかし、近世的小字の確定期(中世からの継続や改変)¹⁵⁾において、これら七カ村のみが他村から区別されるべき統合性を有していたとは考えられない。前述のように近世村を統合するべき上位の行政単位は郷であるが、近世初期においては二俣ケ里が「北郷」、長神田ケ里・佐織ケ里の二村が「三ヶ月郷」、残り四村が「五百町郷」の所属(注1)であり、ここに共通性は見られない。また郷の再編成後はいずれも「北郷」に属する(注1)ことになるが(第一図)、それ自身が小字の全面的な改変の契機になるとも考えられない。明治元年の北郷大庄屋文書からは数カ村毎に小庄屋が配置されていたことがわかるが、それらの支配領域と七カ村の範囲もまた食い違っている。つまり近世的な郷村支配の論理には七カ村通し番号小字を成立させる合理的根拠が見つからないのである。

とすれば、(嗣)長神田ケ里の数詞「坪」小字名は、明治以後に出現したと考えざるを得ない。新小字設定の契機として考えられるのは四年の近世村合併時か、もしくは

地租改正に際してであろう。地租改正は一般的に明治六年とされているが、佐賀県では同九年二月の、県令北島秀朝から地租改正局派遣官に宛てた「地租改正着手二付懸合」¹⁷⁾があり、「本月十三日庁下最寄郡村ニ於テ手始候」とあることからみても、実際に作業にとりかかったのはそれ以後(ただし郡区町村制以前)であろう。いずれにしても(嗣)長神田ケ里は大区小区の目まぐるしい変遷の中でも変らなかつた村であり、新小字の設定に際し独自の通し番号を用いても何ら不自然ではない。

事例②「堀江村」

明治四年に(旧)堀江村・木島溝ケ里・深町ケ里・四条ケ里の四カ村(第一図)が合併して(嗣)堀江村となった。翌五年の大区小区制では(旧)三ヶ島ケ里・桑原ケ里とも併せ(嗣)三ヶ島ケ里とされたが七年には(旧)桑原ケ里が分離(前述)、また八年には(旧)三ヶ島ケ里が分離して、結局四年の状態に戻り郡区町村制の堀江村となった。ここでも四カ村間に一筆書きの数詞「割」小字名がみられる。

(「字調帳」では末尾にすべて「割」が付されるが、三日月町役場所蔵の地籍図では末尾がなく、単なる数字である。)数詞は四条ケ里の西北隅から東へ一区画寄ったところの「四条一割」から始まる(第二図)。里内をジグ

ザグに進んだ後、東南隅の「四条廿四割」から時計回りに最外周を半周し、西北隅の「四条卅一割」で終る。ここで北隣の深町ケ里に入り「深町一割」へと続く。深町ケ里内では一見千鳥式の逆行タイプとも見れそうであるが、南半三町幅分は完全に異なっている。(前述のように近世は「何本たふ籠何の割」と区画されていた里であり、下地となるべき模範的坪並は近世初期においてすでに「公称」からは抹消されている。)東北隅の「深町卅四割」の東隣は「堀江一割」である。これも堀江村をジグザグに進んで西南隅の「堀江卅七割」で終り、木島溝ケ里の「島溝壹割」へと続く。ここは非条里地帯であり数詞の進み方は複雑になるが、それでも一筆書きの原則は崩れず、最後に「島溝廿九割」をもって完結しているのである。

これらの数詞「割」小字名の配列が(瀬堀江村内の一筆書きとして企図されたものであることは、地籍図の検討からも明らかである。地籍図には末尾の「割」が付されていない(漢数字の表記法も異なる)が、各小字名の右肩に小さな文字(同筆)で字番号が付記されている。その字番号が右に述べた小字名の配列順と完全に一致する通し番号となっているのである。つまり「(大)字四条

一」の字番号は「一番」であり、「字四条三十一」は「三十一番」、そして「字深町一」が「三十二番」、「字深町三十四」が「六十五番」、以下「字堀江」が「六十六番」から「百二番」まで、「字島溝」が「百三番」から「百三十一番」まで続いている。各小字内の地番も当然この順に従い、通し番号で付されている。新小字の設定と地番整備が同時に行なわれたのでなければ、このような見事な整合はみられない。よって、瀬堀江村における数詞「割」小字名は明治九年〜十一年の間に行なわれた地租改正に伴って設定されたと考えられる。これは前述の事例①「長神田ケ里」の場合にもあてはまるであろう。

事例③「樋口ケ里」

近世「北郷」の旧樋口ケ里・五条ケ里・江口ケ里および「平吉郷」の江里(利)ケ里・立石ケ里の五カ村(第一図)が明治四年に合併して成立した村である。合併が近世郷のまとまりとは無関係に行なわれたことがこの事例からもわかる。同五年の大区小区制による「樋口刈」ではこれら五カ村のうち江口ケ里が欠落し、七年では江里ケ里が欠落しているが、他村の項に併合されているような記載もない。前者については不明であるが、後者は藩

政村として立石ケ里村の一部であった江里ケ里の記載を省略したとも考えられる。したがって明治四年以後、村域に変化はないとみてよいだろう。

村内の小字は、ある意味ではバラエティに富んでいる。旧樋口ケ里では「樋口巻割」から「樋口卅六割」まで条里的坪並とは方向が異なる「千鳥式」、五条ケ里は「大字五条」のみで小字が無い。江里ケ里・立石ケ里はそれぞれ「江利一割」→「江利卅六割」、「立石一割」→「立石卅六割」の模範的な坪並、そして江口ケ里は一↓四、五↓九、十↓十五、十六↓廿二と北から南へ「割」が続く「平行式」である(第二図)。模範的坪並をそっくり踏襲した「里」と、完全に入れ換えた「里」とが併存していることは一見奇妙なようではあるが、東西方向に接続する「里」の間で小字の一筆書きが企図されたものと考えれば説明が可能である。ただし江口ケ里内の「平行式」は一筆書きとは言えず、矛盾点を残す。また、五条ケ里に小字が無いのはどう解釈すべきだろうか。数詞小字名があまりに「地番的」であるがゆえに一切を廃したとも考えられるが、なぜその「里」に限定されるのか説明できない。

事例④ 「石木ケ里」

明治四年の合併時に単独で村となった珍しい例で、東隣の「甲柳原里」(第一図)と同例である。合併に際し設置された当地域の「御用取扱所」の管轄から「久米甲柳原石木」が除外されていることが何らかの意味を持っているのかも知れないが、詳細は不明である。翌五年には南側の旧乙柳原里・生立ケ里・上江良ケ里・下江良ケ里の四カ村(新乙柳ケ里)とも併せ「甲柳原刈」の一部となったが六年には石木ケ里のみ分離、さらに七年には再統合、八年には石木ケ里と甲柳原里がまたもや独立し、残る四カ村が新乙柳ケ里として郡区町村制に至るという複雑な経過を辿った。この石木ケ里の小字は、東北隅の「老ノ坪」から西行し一見模範的坪並のように折り返すが、一町方格に満たない微小区画(条里地割とも整合しない)が多いため西南隅では「四十七坪」までカウントされている(第二図)。模範的坪並との齟齬をズレとして許容できるのはせいぜい「十八坪」までであり、やはり全体としては明治期に付された新小字と考えざるを得ない。なお明治一四年の村図(前出)では村内が「新屋舗」(東部)・「石木」(北部)・「中高」(南部)の三字に分割されているが、それらが近世から引き継がれたものであるのか、また数詞「坪」小字名との関係はど

うなるのか不明である。

事例⑤ 「乙柳ケ里」

前項で説明したように「田」の字型の四カ村(第一図)で**乙柳ケ里**は構成されている。村内はすべて数詞「角」小字名であるが、**下江良ケ里**内がかろうじて模範的坪並の配列規則を踏襲(西端は○・五町幅しかない)している他は一町方格に合わない小字区画が多い。とりわけ「**芦刈水道**」(近世初期に開鑿)が斜行する**生立ケ里**ではこれに沿う三角形ないし台形の**小字区画**が目立つ(第二図)。数詞小字名は四カ村通し番号ではなく、一筆書きもできないが、大字の呼称が符号的である。乙、柳原里||大字「乙籠」、**生立ケ里**||「立籠」、**上江良ケ里**||「上籠」、**下江良ケ里**||「下籠」(いずれも傍点筆者)、すなわち旧村名から一字ずつ採ってその末尾に「籠」を付し、それぞれの新大字としているのである。したがって小字表記は「乙籠一ノ角」||「乙籠卅三ノ角」、「立籠一ノ角」||「立籠廿ノ角」などとなっている。明らかに旧四カ村構成による新村域が確定してからの符号的な大字設定である。大区小区制の変遷の途中では事例④の範囲を加えねばならない。

事例⑥ 「勝ケ里」

明治四年の合併では**旧勝ケ里**に**高柳ケ里**・**江津ケ里**・**大戸ケ里**・**満江ケ里**(後二者は第一図の範囲外)が加わって新村が成立した。七年には「**船田刈**」に一旦統合されるが、八年以後に再び分離した。この小字区画は極めて巨大であり、**旧勝ケ里**内が「**老籠**」・「**式籠**」、**高柳ケ里**内が「**八本松**」、**江津ケ里**内が「**一本松**」・「**黒木**」と、一大字につき一||二小字である。これは実質的に小字が無いに等しい。前述のように**旧勝ケ里**は、近世の村絵図に井樋や堀の名称が数詞坪地名で記されているが、これらは「通称」であり、**慶安五年(一六五二)**の『**小城郡之内勝ケ里御配分帳**』¹⁹⁾では「**老本松**」||「**五本松**」がそれぞれ数個の「割」に細分されていたような記載があり、これが「公称」とみられる。なぜこの「公称」が全廃されて符号的な巨大「小字」が設定されたのだろうか。地番の並び方もむしろ「**老籠**」・「**二籠**」を超越してかつての模範的坪並に沿っており、これでは大字||小字||地番という区画設定原理が意味をなさない。七年に統合された「**船田刈**」の範囲においても同様に、小字記載が皆無か、あっても一||二個程度である(第二図)。ここで考えられるのは、「**何本松何ノ割**」小字があまりに地番的であったためにそれらを全廃、しかし「**里**」どう

しの区別化を図るために、あえて大字に相当するような巨大「小字」を設定したという可能性である。勝ケ里と船田ケ里を構成する近世村は、二村で一藩政村となっていた場合が多く（第一図）、このことが新小字設定に際し（重複する）「何本松何ノ割」地名の実用度を軽視する方向に作用したのかも知れない。

(四)

以上の六例は全て典型的な事例として紹介した。合併後の新村の範囲を「全村」、各旧村の範囲を「大字」として簡単に整理すれば①は全村通し番号・全村一筆書き型、②は大字通し番号・全村一筆書き型、③は大字通し番号・大字相互接続型、④は単独村・一筆書き型、⑤は符号大字・大字一筆書き型、⑥は無小字型（全て仮称）でも表現できよう。いずれの場合も明治初期の地租改正時に新設された小字名であり、それ以前の条里的坪並や「何本松何ノ割」地名などは全く無関係に配列されたと考えざるを得ない。条里的坪並とは似て非なる数詞小字名であり、「擬似」条里的と称する所以でもある。

ではどのような地区が改変を受け、また逆に存続したのだろうか。深町ケ里や勝ケ里のように、近世初期にす

でに他の原理による数詞呼称法が「公称」として実施されていた「里」では、それ以前の坪並を復活させることの方がむしろ不自然でもあり、新たな村域に見合った小字・地番整備が行なわれて当然であろう。立物ケ里・芦田ケ里（旧道辺ケ里の各小字も基本的に「三区分構成」をなしており（第二図）、それらは近世からの継統ではないかとも考えられる。（この三カ里はいずれも東西に一町分程度広く、古代に施行された条里地割なのか、また六×六〇三六個の「坪」に区画されていたのか疑わしい。空中写真等に見る限り、畦畔の直進性が他の「里」より強く、「新しさ」を感じさせる。）また改変を受けた他の「里」の中にも、近世からすでに類似の区分法が実施されていたケースがあったかも知れない。南部の諸里では条里地割自体が不徹底（とりわけ東西方向の坪界線が不明瞭）であり、もともと三六等分されていたのかも疑わしい。逆に模範的坪並が存続した「里」は、全てではないが南北に連なる場合が多い。小城郡条里の坪並配列規則に従う限り、南北方向にいくつ「里」が連続しても数詞「坪」小字の一筆書きは可能である。これが理由になっているのかも知れないが、現段階ではあくまで憶測の域を出ない。

佐賀県立図書館所蔵絵図、史料等の閲覧に際しては同館江頭氏、三日月町役場所蔵地籍図の閲覧では同土地改良区江口氏、さらに小城町役場税務課の方々にお世話になったことを付記しておきます。なお、本稿の一部は一九八八年度人文地理学会大会において発表した。

注

- (1) 藩政村目録として天明七年(一七八七)『肥前国佐嘉領村々目録』、より詳しい全近世村目録として安政二年写本(一八五五)『郷村帳』など、数種がある。いずれも佐賀県立図書館蔵。(以下県図蔵と略記する。)
- (2) 他領部分を着色した文化八年(一八一)の『小城郡北郷図』(県図蔵)その他による。
- (3) 米倉二郎「肥前平野の條里」、地理論叢五、一九三四、一七九—一九八頁。
- (4) 日野尚志「変形・変則条里について——佐賀平野の場合——」(報告要旨)、条里制の諸問題Ⅱ、一九八三、一二五—一四二頁。
- (5) 縮尺六〇〇分一、着色、小字記載あり。(県図蔵)
- (6) 縮尺二四〇〇分一、着色、小字記載なし。(県図蔵)
- (7) 縮尺二四〇〇分一、着色、小字記載なし。(鍋島報効会所有、県図寄託)ただし『三日月町史』一九八六、四〇九—四三一頁所収の部分写真版を利用。
- (8) 縮尺不定、着色、小字記載原則的になし。(県図蔵)
- (9) 前掲注(6)『三日月町史』三九〇—三九二頁。
- (10) 当時の合併の経緯については明治一五年頃の『小城郡村誌』(県図蔵)ただし小城郡教育会『小城郡誌』一九一一、四七七—四八九頁に詳しい。)による。
- (11) 『三日月町史』五五六—五六一頁。
- (12) 佐賀県地租改正掛編。(県図蔵)関係部分は『三日月町史』五五八—五五九頁。
- (13) 東京大学史料編纂所蔵。ただし『明治前期全国村名小字調査書』第四卷、ゆまに書房、一九八六に影写複製。
- (14) 浮田先生還暦記念論文集『日本の農山漁村とその変容』、大明堂、一九八八(印刷中)。
- (15) 『肥前国小城郡の条里——地籍図集成——』佐賀県文化財調査報告書第七十五集、佐賀県教育委員会、一九八四としてトレース復刻された。ただし小字界及び地番は省略されている。
- (16) 天文二年(一五五三)の『千葉胤連判物』(『小城町史資料集』三)に『町神田ヶ里卅五坪木分免一町』とあり、中世末期までは模範的坪並呼称の継続がわかる。
- (17) 『大貫物米使前料貫次米寺領反米其外取納帳』(犬山家文書)。犬山家は小城郡北郷の大庄屋(世襲)であった。『小城町史』、一九七四、二四四頁。
- (18) 県図蔵。『佐賀県議会議史』上、一九五八、四六頁。
- (19) 『三日月村地誌——郷土資料——』一九〇九(国立史料館蔵)、『三日月町史』五五七頁。
- (20) 県図蔵。『小城日出島文書』七